

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、教育後援「桐光会」（以下「本会」という。）と称する。

2 組織は別表の通りとする。

(目 的)

第2条 本会は、目白大学・目白大学短期大学部（以下「本学」という。）の教育・研究活動の充実と発展を後援し、かつ本学学生の生活及び福祉増進を支援し、あわせて会員相互の親睦と交流を深めることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、その目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 本学の教育及び研究活動への後援に関する事業
- (2) 本学学生の奨学、生活、進路及び福利厚生等への支援に関する事業
- (3) 本学の備品等の拡充援助に関する事業
- (4) 本学各種保護者会活動等の支援に関する事業
- (5) 本学同窓会並びに校友会との交流に関する事業
- (6) 本会と本学の連携のための会報等発行、その他広報に関する事業
- (7) 会員相互の親睦と交流活動
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会は、次の各号に掲げる会員で構成する。

- (1) 正 会 員 本学在学生の保護者
- (2) 特別会員 本学卒業生の保護者及び本学専任教職員のうち、本会の趣旨に賛同し、入会を認められた者
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、入会を認められた者

第3章 役員及び委員等

(役 員)

第5条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 名 誉 会 長
- (2) 名誉副会長
- (3) 会 長
- (4) 副 会 長
- (5) 監 査 役

2 前項に定める役員のうち、会長、副会長及び監査役の任期は毎年6月1日から翌年の5月31日までの1年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員等)

第6条 本会に次の各号に掲げる委員等を置く。

- (1) 運 営 委 員
- (2) 常 任 委 員

(3) 幹 事

- 2 前項第1号及び第2号に定める委員のうち、本学教職員以外の委員の任期は毎年6月1日から翌年の5月31日までの1年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 本学教職員が第1項第1号及び第2号に定める委員に就任する場合、その任期は当該職員の職務の在任期間とする。
- 4 委員等は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(名誉会長)

第7条 名誉会長は、目白大学学長をもって充てる。

- 2 名誉会長は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(名誉副会長)

第8条 名誉副会長は、目白大学短期大学部学長及び目白大学副学長をもって充てる。

- 2 名誉副会長は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(会 長)

第9条 会長は、第12条に定める運営委員の中から1名を互選する。

- 2 会長は、本会を代表して会務を統括し、総会、役員会及び常任委員会を招集する。

(副会長)

第10条 副会長は、第12条に定める運営委員の中から互選する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(監査役)

第11条 監査役は、第12条に定める運営委員の中から2名を互選する。

- 2 監査役は、本会の会計及び事業運営を監査する。

(運営委員)

第12条 運営委員は、正会員及び特別会員の中から、本学学部の各学科においてはそれぞれ1名から4名を、本学短期大学部の各学科においてはそれぞれ1名から2名を互選、若しくは、当該学科長の推薦に基づき名誉会長が委嘱する。

- 2 運営委員は、それぞれの学科の会員を代表して、総会で意見を述べることができる。
- 3 運営委員は、常任委員に就任しない場合には、会長の命により交流、奨学、広報及び総務・会計等の会務を担当し、会務別委員会の委員として主担当の常任委員を補佐する。
- 4 本学の学務部長（学生担当）及び事務局長並びに事務局次長は運営委員に就任し、総会で意見を述べることができる。ただし、会務は担当しない。

(常任委員)

第13条 常任委員は、前条第1項に定める運営委員の中から会長が任命する。

- 2 常任委員は、本会の事業の執行にあたる。
- 3 常任委員は、会長の命により交流、奨学、広報及び総務・会計会務の主担当となる。

(幹 事)

第14条 幹事は、本学事務局の部長職にある職員をもって充てる。

- 2 幹事は、交流、広報、奨学及び総務・会計会務の主担当常任委員を補佐し、本会事業の円滑な執行及び運営管理に協力する。

第4章 運営組織

(総 会)

第15条 総会は、第5条に定める役員及び第6条に定める委員等をもって構成する。

2 総会の議長は、会長又は会長が指名する桐光会役員とする。

3 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 予算および決算に関する事項

(2) 事業計画および事業報告に関する事項

(3) 会則の改廃に関する事項

(4) その他本会の事業運営に関する重要事項

4 総会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会構成員は委任状により議決権を行使することができる。この場合において、当該構成員は出席者とみなす。

(役員会)

第16条 役員会は、第5条に定める役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、会長とする。

3 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 本会の事業運営の基本方針に関する事項

(2) その他本会の運営管理に関する基本的な重要事項

4 役員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長が必要と認める場合には、役員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(常任委員会)

第17条 常任委員会（以下「委員会」という。）は、会長、副会長、第13条に定める常任委員及び第14条に定める幹事をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置き、副会長をもって充てる。

4 委員長は委員会を招集する。その議長は委員長又は委員長が指名する常任委員とする。

5 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 第3条に定める本会事業に係る重要事項

(2) 総会より諮問された事項

(3) その他本会の運営管理に関する重要事項

6 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 委員会構成員は委任状により議決権を行使することができる。この場合において、当該構成員は出席者とみなす。

8 名誉会長、名誉副会長、監査役、本学の学務部長（学生担当）及び事務局長並びに事務局次長は、随時常任委員会に出席するものとする。

9 委員長が必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

10 委員会の下部組織として、会務別に交流委員会、奨学委員会、広報委員会及び総務・会計委員会を設置し、各主担当常任委員がそれぞれ委員長となる。

第5章 会 計

(会 計)

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 毎年度の収支決算は監査役の監査を経なければならない。

(会 費)

第19条 本会の事業運営に係る財源は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- 2 正会員は、学生1名につき5,000円を学期毎に学納金と合わせて一括納入する。
- 3 学生が学期の途中で学籍を失った場合には、原則として会費の返金はしない。
- 4 特別会員及び賛助会員の会費は、年間一口2,000円以上とし、本学の指定する方法により納入するものとする。

(帳簿類)

第20条 本会は、次の各号に掲げる帳簿類を備えるものとする。

- (1) 会員名簿
 - (2) 役員名簿
 - (3) 記録簿
 - (4) 会計簿
- 2 前項に定める帳簿類の閲覧を請求できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 本会会員及び役員
 - (2) 本会にとって利害関係人に該当すると認められる者
 - 3 第1項に定める帳簿類の閲覧を請求する者は、所定の閲覧請求書を事前に会長に提出し、承認を得なければならない。

第6章 その他

(守秘義務及び個人情報保護)

- 第21条 本会の会員、役員及び利害関係人（以下「関係者」という。）と認められる者は第3条、第11条、第12条、第13条及び第14条に定める事業の執行、会計の監査等及び前条に規定する帳簿類の閲覧等を通じて知り得た機密事項を第三者に一切開示・漏洩してはならない。
- 2 関係者は個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守し、本会が保有する個人情報を漏洩又は盗用してはならない。
 - 3 前項の規定は、本会の会員、役員及び利害関係人と認められる者でなくなってもなお効力を有するものとする。

(庶務)

- 第22条 本会の庶務は、総務・会計担当の常任委員及び運営委員が所掌する。ただし、本学における連絡部署は大学企画室が行う。
- 2 会員への案内、連絡、意見聴取には、ホームページ及び電子メールを使用することができる。

(本部)

第23条 本会の本部は、本学新宿キャンパス内に置く。

(その他)

第24条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については、常任委員会が定める。

(会則の改廃)

第25条 この会則の改廃は、常任委員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この会則は、平成22年5月15日から施行する。
- 2 第9条第3項、第10条第3項、第11条第3項、第12条第4項及び第13条第4項の規定にかかわらず、この会則の施行により最初に就任する会長、副会長、監査役、運営委員及び常任委員の任期は平成23年3月31日までとする。
- 3 この会則は、平成23年6月1日から施行する。

4 平成22年5月15日に就任した初代の会長、副会長、監査役、運営委員及び常任委員の任期は、平成23年5月31日まで延長する。

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

この会則は、平成25年6月1日から施行する。

この会則は、平成27年6月1日から施行する。

この会則は、平成30年7月21日から施行し、平成30年6月1日から適用する。

この会則は、2024年6月29日から施行する。

この会則は、2026年7月30日から施行し、2026年4月1日から適用する。

【第1条第2項関連別表】

教育後援「桐光会」組織図

